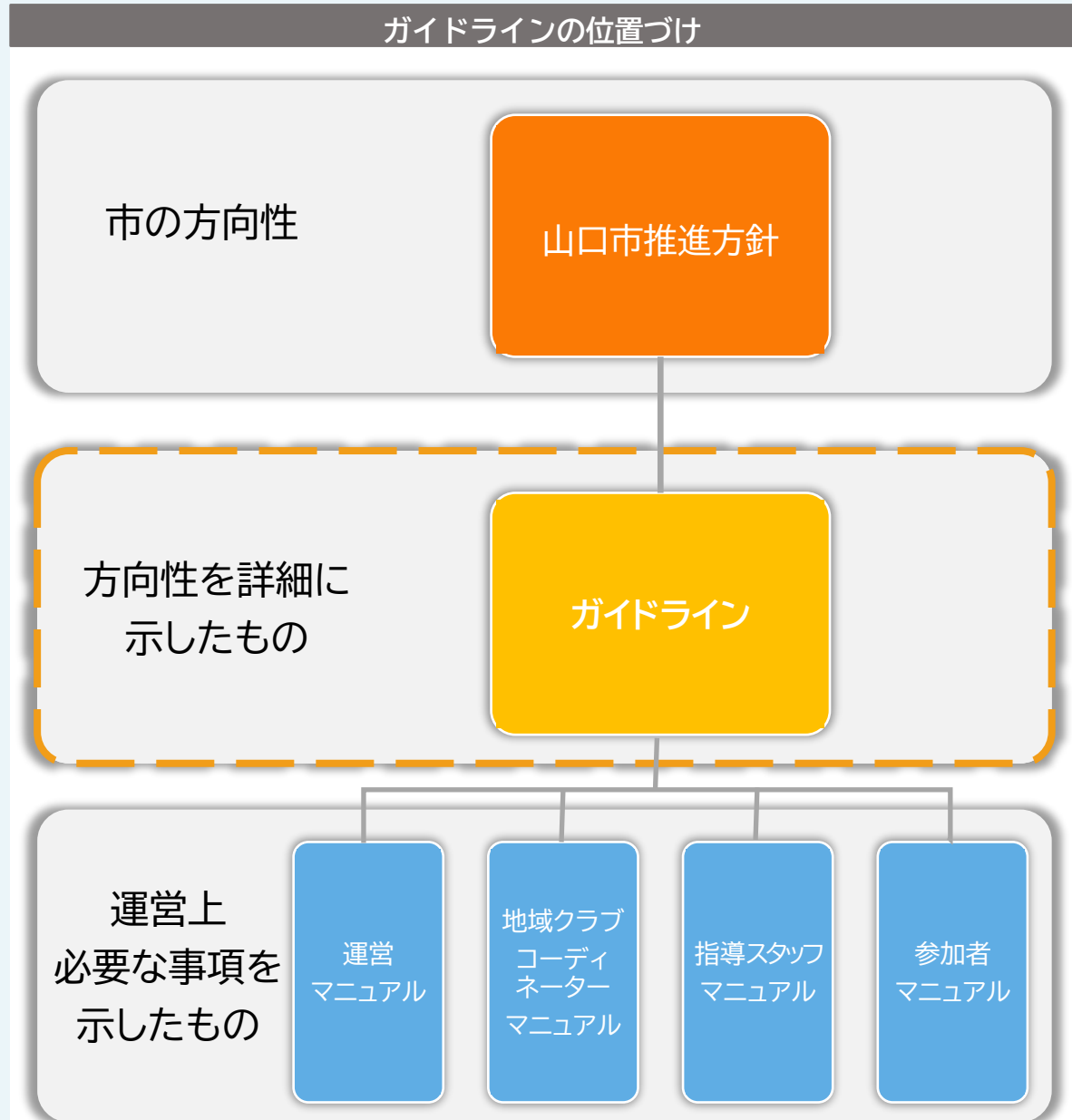


1. ガイドライン策定の背景・趣旨・位置づけ

- 学校部活動は学校教育の一環として、生徒の自主的・自発的な参加のもとに行われてきた。部活動は、学校における生徒の自主的で多様な学びの場としての教育的意義を担ってきた。
- 少子化が進み、さらには学校の働き方改革など社会情勢が変化する中、学校部活動をこれまでと同様の体制で運営することが難しくなってきたことから、将来にわたって、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、山口市では、**家庭・学校を含めた地域の連携・協働の下、市が設置・運営する地域クラブ活動への移行**を進めることとした。
- 本ガイドラインは「**山口市中学校部活動の地域クラブ活動への移行に関する推進方針**」を基に定めるものであり、運営上の各種事項は別にマニュアルを定める。

ガイドラインの位置づけ



2.活動方針

①活動趣旨

- 多様なレベルの生徒が自主的・自発的に参加しやすい活動の場を提供する。
- 楽しみつつも技術の向上を図りながら、生涯を通じてスポーツ・文化芸術活動に親しむ基礎を培い、活動を通して人間的な成長を目指す。

②運営体制

市が地域クラブを設置・運営する

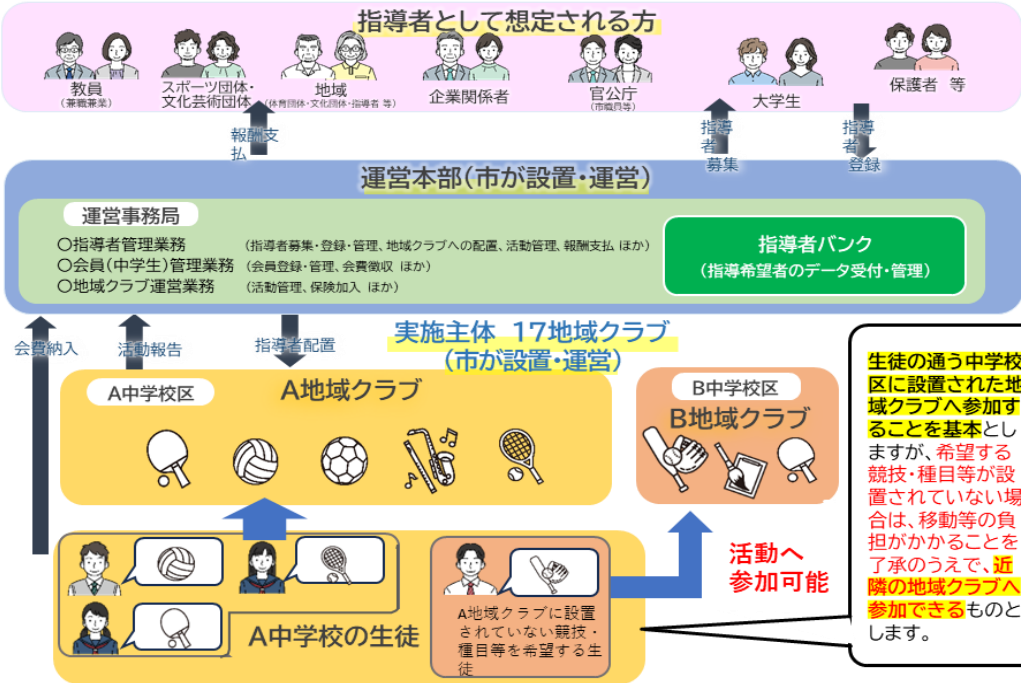
- ・原則1中学校区ごとに1地域クラブを設置
- ・学校部活動の競技・種目等を可能な限り設置
- ※地域クラブ及び競技・種目等の設置は、地域特性や学校規模、部員数、活動状況、参加者のニーズ等を考慮しながら進める。

地域クラブに
コーディネーターを配置

- ・指導スタッフ、学校、運営本部と連携し地域クラブの運営にあたる

指導者バンクを設置

- ・運営本部に指導者バンクを設置し、運営事務局が人材の募集、確保、配置等について一括して管理・運用し、円滑な人材の配置を行う



③適切な指導体制の構築

区分	主な職務内容	報酬	指導スタッフの要件	
			共通	指導者・指導補助者（Ⅰ）
指導者	実施責任者として、全ての業務を統括する。 （年間計画作成、指導内容考案、競技・種目等の指導、参加者の出欠確認、安全管理等）	1,500円/時間 交通費別途支給	○当該年度に18歳以上であること ○地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に掲げる欠格事項に該当しないこと。 ○学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第2条第2項第8号に該当しないこと。 ○国、県、市のガイドラインやマニュアル等に基づいて指導すること。 ○市の研修会及び市が実施する救命講習を受講し、普通救命講習Ⅰの修了証交付を受ける者。	当該運動競技や文化芸術活動の経験または指導経験、もしくは知識を有すること。
指導補助者（Ⅰ）	指導者の補助業務を担う。 （競技・種目等の指導、参加者の出欠確認、安全管理等）	1,250円/時間 交通費別途支給		
指導補助者（Ⅱ）	主に参加者の見守りを担う。 （参加者の出欠確認、安全管理等）	1,000円/時間 交通費別途支給		—

山口市地域クラブ運営ガイドライン（案）【概要版】 3 / 4

3. 山口市地域クラブの運営

①活動計画	【活動日数】 ● 週3日（平日2日、休日1日）の活動を原則。 ● 定期試験期間等に一定の活動休止期間を設ける。 ● 活動休止期間（定期試験期間等）を別の週に振り替えて活動することも可能とする。	【活動時間】 ● 平日：放課時間～19:00のうち、2時間以内。 ● 休日：8:00～17:00のうち、3時間以内。 ● 6月～9月の休日は、暑熱対策として7:00～18:00の時間帯の活動も可能とする。	【活動場所】 ● 中学校の施設・設備を活用して活動することを原則。
②費用負担	● 受益者（参加者）負担を求め、会費額は全競技・種目等共通の額で、1競技・種目等毎に支払うものとする（複数競技・種目等に参加した場合は参加数を乗じる）。 ● 1競技・種目等あたりの会費 ●, ●●●円（月額）（経済的に困窮する家庭については市が一部支援を行う） ● 活動及び運営の見直しに伴い、必要時改定を行うものとする。		
③保険への加入	【参加者】 ● 会費からスポーツ安全保険に市が一括して加入を行う	【指導者・指導補助者Ⅰ、Ⅱ】 ● 地方公務員災害補償法や国家賠償法が適用される	

検討中

④適切な運営のための体制づくり

- （１）活動方針、活動計画等の作成**
- 指導者は活動方針、活動計画等を作成し、地域クラブコーディネーターが参加者や保護者に提示するとともに、当該中学校と共有する。
- （２）学校行事等での地域クラブについての説明**
- 学校は地域クラブ活動の周知に努める。
 - 地域クラブＣＮは、各中学校で実施される入学説明会等で、**児童・保護者に地域クラブ活動の説明**を行い、参加者募集をする。
- （３）大会・コンクール等への参加**
- これまで参加していた大会・コンクール等から精選した大会等に、参加者の**活動の成果を発表する場として参加**することができる。

⑤地域クラブ活動の指導

- （１）指導スタッフの心得**
- **参加者ファースト**の考えのもと、健全な心と身体を培い豊かな人間性を育むことを心がけ、好成績を収めることに偏った指導にならないようにする。
- （２）健康管理・事故防止**
- （ア）参加者の安全確保**
- 参加者の発達段階や心身の健康の状態、気象状況等を考慮し、活動内容を設定する。
 - けがや体調不良、事故等が発生した場合、速やかに応急手当等の適切な対応を行う。
- （イ）活動の制限**
- 熱中症特別警戒アラート、各種警報が発令されている場合は、原則として活動を中止する。
- （ウ）相談への対応**
- 地域クラブＣＮが担当者となり事故やトラブル等の受付を行い、指導スタッフ、運営本部、中学校、山口市教育委員会等と適切に連携して問題解決にあたる。
- （３）大会等への引率・指導**
- 大会・コンクール、練習試合等に参加する場合、生徒を適切に引率・指導するとともに、体調不良等に対しては速やかに応急手当等の対応を行う。

⑥安定的な活動のための見直し

- 生徒数（地域クラブ加入者）の減少に伴い、**単一地域クラブ内での競技・種目等の活動ができなくなった場合には、複数の地域クラブの競技・種目等が合同で活動する拠点地域クラブ活動の取組や活動の廃止等を検討**する。
- 地域クラブへの移行後、活動が軌道に乗った第二段階においては、**生徒のニーズの変化に応じた競技・種目等や地域の特色を生かした新たな活動の創設についても検討**する。

4. 学校との連携

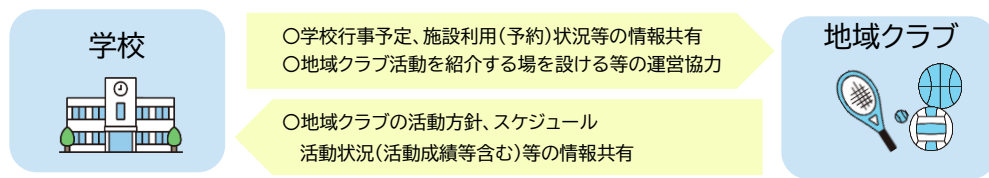
①教育的意義の継承

- 地域クラブ活動は、学校管理外の活動ではあるものの、**教育的意義を有する活動**であり、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、**学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するもの**である。そのため、活動の実施に当たっては、**地域クラブと学校との連携が不可欠**であることから、連携体制を構築する。

②情報共有

- **地域クラブと参加者が通学する中学校との間で連携**し、緊密に情報共有を行った上で、地域クラブ活動を展開する。

【具体的な連携内容】



5. 適切な指導の担保

①暴言・暴力、ハラスメント等の根絶

- **参加者の安全面・健康面への配慮や暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の根絶を指導スタッフの重要な要件とする。**



②定期的な研修会の実施

- 運営本部は、地域クラブ活動に携わる指導スタッフの資質向上のために、**研修会を定期的に実施**する。
- 各競技・種目等の指導スタッフは必ず参加し、研修した内容を日々の指導に生かす。

【研修内容】

- (ア) 地域クラブ活動の指導に関すること
- (イ) 地域クラブの運営に関すること
- (ウ) 安全管理に関すること
- (エ) その他



③資格等の取得支援

- 市は、地域クラブが山口県中学校体育連盟主催の大会へ参加する要件（地域クラブ活動の参加資格の特例競技部細則）として、日本スポーツ協会（J S P O）等が実施する**指導者資格や審判資格等の取得を義務付けている競技のうち、市の地域クラブに設置する競技の資格を新規に取得する際にかかる経費（旅費、宿泊費等を除く）を全額補助**する。